【記入例１　退職により普通徴収へ切替する場合】

〈例〉美里次郎さんが９月 30 日に退職した場合

◎町県民税・森林環境税９月分までは事業所が天引き（特別徴収）で納入し、未徴収税額は普通徴収に切替する

令和○年度　給与支払報告書（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書

※町処理欄	1．現年度 2．新年度 3．両年度	住民税	申告支援

◎異動日の翌月の10日が提出期限となっています。

会津美里町長

令和○年 10 月 10 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町 字新布才地 11111
フリガナ	カブシキガイシャ　ミサト
名称	株式会社　みさと
個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7

特別徴収義務者指定番号	12345678
この届出書に応答される方	部署：人事部 氏名：美里　花子 電話：0242-55-○○××

給与所得者

フリガナ	ミサト　ジロウ
氏名	美里　次郎（旧姓　　）
個人番号	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3
生年月日	昭和 42年 4月 2日
1月1日現在の住所	会津美里町 字新布才地22222
現住所	同上

(ア)特別徴収税額（年税額）	徴収済月	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額（支払予定額）
円 141,000	6 月分から 9 月分まで	円 47,400	円 93,600	○年 9月 30日	①退職 2転勤 3休職 4長期欠勤 5死亡 6会社解散 7住所誤報 8その他（　）	円 2,700,000	円 2,000,000
						控除社会保険料額	勤続年数
						円 412,000	年 10

◎異動後の未徴収税額（ウ）の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○印で囲んでください。

※記入がない場合は、「C.普通徴収」とさせていただきます。

A.　特別徴収の継続

（ウ）の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒
フリガナ	
名称	
個人番号又は法人番号	
この届出書に応答される方	部署／氏名／電話／特別徴収義務者指定番号／＊新規
納入開始月	月割額　　円を　　月分（　　月　　日納期限）から納入する。

新規の場合は○で囲んでください。

B.　一括徴収

（ウ）の額を退職時等に、給与等から徴収します。

一括徴収した税額は、

□ 月分で納入します。

（　　月　　日納期限）

一括徴収申出日	令和　　年　　月　　日
一括徴収税額（（ウ）と同額）	円

C.　普通徴収

（ウ）の額を本人が納付書で支払います。

後日、本人宛に未徴収税額の納税通知書を送付します。

備　考

「指定番号」の欄には通知書に指定された番号を必ず記入してください。

【一括徴収のお願い】

6月から12月の間に退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、本人の申出により未徴収税額を一括徴収することができます。

また、翌年1月から4月までの間に退職等された場合は、地方税法の規定により一括徴収することが義務付けられています。

【御注意】

1. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回付願います。新勤務先では、「A. 特別徴収の継続」欄の項目を記入し、町に送付してください。
2. 1月1日から4月30日までの間に退職等した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

【記入例２　退職により一括徴収で納入する場合】

〈例〉美里次郎さんが１月 31 日に退職した場合

◎町県民税・森林環境税12月分までは事業所が天引き(特別徴収)で納入済みで、未徴収税額は一括徴収し、１月分で納入する

令和○年度　給与支払報告書　特別徴収　に係る給与所得者異動届出書

※町処理欄	1．現年度 2．新年度 3．両年度	住民税	申告支援

◎異動日の翌月の10日が提出期限となっています。

会津美里町長

令和○年２月５日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町 字新布才地 11111
フリガナ	カブシキガイシャ　ミサト
名称	株式会社　みさと
個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7

特別徴収義務者指定番号：12345678

この届出書に応答される方：部署　人事部／氏名　美里　花子／電話　0242-55-○○××

「指定番号」の欄には通知書に指定された番号を必ず記入してください。

給与所得者

フリガナ	ミサト　ジロウ
氏名	美里　次郎（旧姓　　）
個人番号	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3
生年月日	昭和 42年 4月 2日
１月１日現在の住所	会津美里町 字新布才地22222
現住所	同上

(ア)特別徴収税額（年税額）	徴収済月	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	１月１日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額（支払予定額）
97,600円	6月分から 12月分まで	57,100円	40,500円	○年 1月 31日	①退職 2転勤 3休職 4長期欠勤 5死亡 6会社解散 7住所誤報 8その他（　）	300,000円	2,000,000円
						控除社会保険料額 41,200円	勤続年数 10年

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○印で囲んでください。

※記入がない場合は、「C.普通徴収」とさせていただきます。

A.　特別徴収の継続

(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。

給与支払者（特別徴収義務者）		
	所在地	〒
	フリガナ	
	名称	
	個人番号又は法人番号	
この届出書に応答される方	部署	特別徴収義務者指定番号
	氏名	
	電話	＊新規
納入開始月	月割額　　円を　　月分(　　月　　日納期限)から納入する。	

新規の場合は○で囲んでください。

B.　一括徴収

(ウ)の額を退職時等に、給与等から徴収します。

一括徴収した税額は、1 月分で納入します。（2 月10日納期限）

一括徴収申出日	令和 ○ 年 1 月10日
一括徴収税額（(ウ)と同額）	40,500 円

C.　普通徴収

(ウ)の額を本人が納付書で支払います。

後日、本人宛に未徴収税額の納税通知書を送付します。

備　考

【御注意】

1. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回付願います。新勤務先では、「A. 特別徴収の継続」欄の項目を記入し、町に送付してください。
2. 1月1日から4月30日までの間に退職等した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

【一括徴収のお願い】

6月から12月の間に退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、本人の申出により未徴収税額を一括徴収することができます。

また、翌年1月から4月までの間に退職等された場合は、地方税法の規定により一括徴収することが義務付けられています。

【記入例３　転勤により新事業所で特別徴収を継続する場合】

〈例〉美里次郎さんが１月 31 日付で転勤した場合

◎町県民税・森林環境税１月分までは前事業所が天引き(特別徴収)で納入済みで、２月分以降は新事業所が特別徴収を継続する

令和○年度　給与支払報告書　特別徴収　に係る給与所得者異動届出書

※町処理欄	1.現年度 2.新年度 3.両年度	住民税	申告支援

◎異動日の翌月の10日が提出期限となっています。

会津美里町長

令和○年２月10日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町 字新布才地 11111
フリガナ	カブシキガイシャ　ミサト
名称	株式会社　みさと
個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7

特別徴収義務者指定番号：12345678

この届出書に応答される方：部署　人事部／氏名　美里　花子／電話　0242-55-○○××

給与所得者

フリガナ	ミサト　ジロウ
氏名	美里　次郎（旧姓　　）
個人番号	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3
生年月日	昭和 42年 4月 2日
1月1日現在の住所	会津美里町 字新布才地22222
現住所	同上

(ア)特別徴収税額(年税額)	徴収済月	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額(支払予定額)
97,600円	6月分から 1 月分まで	65,200円	32,400円	○年 1月 31日	1 退職 (2) 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 会社解散 7 住所誤報 8 その他（　）	円	円
						控除社会保険料額：円	勤続年数：年

「指定番号」の欄には通知書に指定された番号を必ず記入してください。

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○印で囲んでください。　※記入がない場合は、「C.普通徴収」とさせていただきます。

(A) 特別徴収の継続

(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。

給与支払者（特別徴収義務者）所在地	〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地33333
フリガナ	カブシキガイシャ　アイヅ
名称	株式会社　あいづ
個人番号又は法人番号	
この届出書に応答される方	部署：総務部／氏名：会津　花子／電話：0242-55-○○××
特別徴収義務者指定番号	23456789 ＊新規
納入開始月	月割額 8,100 円を 2 月分(3 月 10 日納期限)から納入する。

新規の場合は○で囲んでください。

B. 一括徴収

(ウ)の額を退職時等に、給与等から徴収します。

一括徴収した税額は、　月分で納入します。（　月　日納期限）

一括徴収申出日	令和　年　月　日
一括徴収税額（(ウ)と同額）	円

C. 普通徴収

(ウ)の額を本人が納付書で支払います。

後日、本人宛に未徴収税額の納税通知書を送付します。

備考

【御注意】
1. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回付願います。新勤務先では、「A. 特別徴収の継続」欄の項目を記入し、町に送付してください。
2. 1月1日から4月30日までの間に退職等した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

【記入上のお願い】

〈前勤務先〉上段の事項（「給与所得者」の欄の「個人番号」は除く）を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記入しないでください。

〈新勤務先〉本人から個人番号の提供を受け記入してください。また、「A特別徴収の継続」欄の項目を記入し、町に送付してください。